

東北大学（片平）
情報通信国際共同研究拠点施設整備等事業

基本協定書（案）

令和 3 年 12 月 24 日

国立大学法人 東北大学

東北大学（片平）情報通信国際共同研究拠点施設整備等事業 に関する基本協定書（案）

東北大学（片平）情報通信国際共同研究拠点施設整備等事業（以下「本事業」という。）に関し、国立大学法人東北大学（以下「甲」という。）と、●グループの代表企業である●、構成企業である●及び●（以下これらを併せて「乙」という。）との間で、以下のとおり、基本協定（以下「本基本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本基本協定は、本事業に関し●グループが落札者として決定されたことを確認し、設計、建設、工事監理、維持管理、レンタルラボ・オフィス部分の企画・運営及び民間附帯施設事業並びにこれらにかかる資金調達及び関連付随する事項に関する契約（以下「事業契約」という。）を、乙の設立する本事業の遂行者たる株式会社（以下「事業予定者」という。）と甲とが締結することに向けての、甲及び乙の義務を定めるものである。

（当事者の義務）

第2条 甲及び乙は、事業予定者と甲とが締結する事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応しなくてはならない。

2 乙は、事業契約締結のための協議においては、本事業の入札手続における「東北大学（片平）情報通信国際共同研究拠点施設整備等事業審査委員会」及び甲の要望事項を尊重しなくてはならない。

3 本基本協定で定める乙の義務又は債務は、本基本協定で別段の定めがある場合を除き、連帯してこれを履行するものとする。

（事業予定者の設立）

第3条 乙は、本基本協定締結後、事業契約の締結までに、事業予定者を設立し、その商業登記簿謄本を甲に提出するものとする。

2 前項の場合、乙は、必ず事業予定者に出資しなければならないが、乙が保有する議決権の合計割合は、事業予定者の総株主の議決権の2分の1を超えるものとする。

（株式の譲渡）

第4条 乙は、保有する事業予定者の株式の譲渡、担保権の設定又はその他の処分を行う場合、事前に書面による甲の承諾を得なければならない。

2 乙は、前項の甲の承諾を得て事業予定者の株式を譲渡する場合、乙及び当該譲渡の譲受人と連名で別紙1記載の様式及び内容の出資者保証書を甲に提出する。

3 乙は、第1項の甲の承諾を得て事業予定者の株式に担保権を設定した場合には、担保権設定契約書の写しをその締結後速やかに甲に提出するものとする。

(業務の委託、請負)

第5条 乙は、事業予定者をして、設計に係る業務を●に、建設に係る業務を●に、工事監理に係る業務を●に、維持管理に係る業務を●に、レンタルラボ・オフィス部分の企画・運営に係る業務を●に、民間附带施設事業に係る業務を●に、それぞれ委託し又は請け負わせるものとする。

2 乙は、事業契約が甲と事業予定者との間で締結された後、速やかに、前項に定める設計、建設工事、工事監理、維持管理、レンタルラボ・オフィス部分の企画・運営及び民間附带施設事業に係る各業務を委託し又は請け負わせる者と事業予定者との間で、各業務に関する業務委託契約又は請負契約を締結せしめるものとし、速やかに、当該契約書の写しを、甲に提出しなくてはならない。

3 乙は、第1項に基づき事業予定者から設計、建設工事、工事監理、維持管理、レンタルラボ・オフィス部分の企画・運営及び民間附带施設事業に係る業務を受託し又は請け負った者をして、当該者が受託し又は請け負った業務を誠実に実施させなければならない。

4 乙が希望する場合、乙は、本事業のうち民間附带施設事業について、事業契約が甲と事業予定者との間で締結された後、甲と乙が別途定める日までに、甲と[事業予定者／●(民間附带施設事業に当たる者)](以下「民間附带施設事業者」という。)]との間で、東北大学(片平)情報通信国際共同研究拠点施設整備等事業[民間附带施設事業使用貸借契約／民間附带施設事業借地権設定契約](以下「民間附带施設事業契約」という。)を締結せしめるものとし、当該契約に関しては、前2項並びに次条第2項、第7条及び第8条の規定を準用するものとする(次条第2項、第7条及び第8条を準用するにあたっては、当該条項の「事業契約」を「民間附带施設事業契約」と、「本事業」を「民間附带施設事業」と、「事業予定者」は「民間附带施設事業者」と、「提案書記載の事業費の100分の5に相当する金額」を「民間附带施設事業に係る施設整備費の100分の5に相当する金額」と、それぞれ読み替える。)。但し、甲と民間附带施設事業者とが民間附带施設事業契約を締結する場合、前3項の民間附带施設事業に係る業務の規定は適用しないものとする。

(事業契約)

第6条 甲及び乙は、本基本協定締結後、令和4年7月下旬を目途に、事業予定者と甲との間で、事業契約を締結せしめるものとする。

2 甲及び乙は、事業契約締結後も、本事業の実施のために互いに協力しなくてはならない。

3 乙は、事業予定者と甲との間で事業契約が締結された後、速やかに別紙1の様式による出資者保証書を作成して甲に提出するとともに、事業予定者の株式を保有する乙の構成員以外の者から、別紙2の様式による誓約書を徴求して甲に提出しなくてはならない。

(準備行為)

第7条 乙は、事業契約締結前にも、本事業の実施に関し必要な準備行為を行うことができ、甲は、必要かつ相当な範囲で、かかる行為に協力しなくてはならない。

2 前項の甲の協力の結果は、事業契約締結後においては、事業予定者が速やかにこれを引き継ぐものとする。

(事業契約不調の場合の処理)

第8条 本事業にかかる入札説明書において規定されている場合を除き、事由の如何を問わず、事業予定者と甲との間で事業契約の締結に至らなかった場合、甲及び乙が本事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを、甲及び乙は確認するものとする。但し、事業予定者又は乙の帰責事由により事業契約の締結に至らなかった場合は、乙は違約金として、提案書記載の事業費の100分の5に相当する金額を甲に支払わなければならない。

2 事由の如何を問わず、事業予定者と甲との間で事業契約の締結に至らなかった場合、乙は、公表済みの書類を除き、本事業に関して甲から交付を受けた資料及びその複写物をすべて返却し、また、本事業に関して甲から交付を受けた資料を基に作成した文書、図面、電磁的記録及びその複写物をすべて破棄しなければならない。

3 乙が次の各号の一に該当する場合、甲は事業予定者との間で事業契約を締結しないことができ、また、乙のうち当該各号の一に該当する者は、事業契約の締結の有無にかかわらず違約金として、第1号から第5号に該当するときは提案書記載の事業費の100分の10に相当する金額を、第6号から第14号に該当するときは提案書記載の事業費の100分の20に相当する金額を、甲に支払わなければならない。

(1) 乙又は乙を構成員とする私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(1947年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第2条第2項の事業者団体(以下「構成員等」という。)が、本事業の入札手続について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反したとして、独占禁止法第7条又は第8条の2の規定による排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)がなされたとき。

(2) 本事業の入札手続について、構成員等に、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)がなされたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、排除措置命令又は納付命令により、構成員等に、本事業の入札手続について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされたとき。

(4) 排除措置命令又は納付命令により、構成員等に、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示

された場合において、当該期間に本事業の入札が行われたものであり、かつ、本事業の入札手続が当該取引分野に該当するものであるとき。

- (5) 乙が、自ら又はその役員若しくは使用人その他の従業者について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう）であるとき。
- (7) 暴力団員等（暴力団の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう）であるとき。
- (8) 役員等に、暴力団員等がいる法人等であるとき。
- (9) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している法人等であるとき。
- (10) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等であるとき。
- (11) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等であるとき。
- (12) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等であるとき。
- (13) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等であるとき。
- (14) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、仙台市が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、仙台市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった法人等であるとき。

（秘密保持）

第9条 甲と乙は、本基本協定に関する事項につき知りえた情報について、相手方の事前の承諾を得ることなく事業予定者以外の第三者に開示しないこと及び本基本協定の履行の目的以外には使用しないことを確認する。但し、本基本協定締結の前に既に自ら保有していた場合、本基本協定締結の前に既に公知であった場合、本基本協定に関して知った後自らの責めによらずして公知になった場合、本基本協定に関して知った後正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなしに取得した場合、裁判所により開示が命じられた場合、乙が本事業に関する資金調達を図るために合理的な範囲内で乙と同様の守秘義務を負わせた上で金融機関に対して開示する場合及び甲が法令等に基づき開示する

場合は、この限りではない。

(準拠法及び管轄裁判所)

第10条 本基本協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本基本協定に関する一切の紛争については、仙台地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協定の有効期間)

第11条 本基本協定の有効期間は、本基本協定締結の日から事業契約に定める本事業の終了日又は甲と事業予定者が締結する民間附帯施設事業契約に定める民間附帯施設事業の終了日までのいずれか遅い日とする。但し、事業契約の締結に至らなかった場合は、当該締結に至る可能性がないと甲が判断して乙の代表企業に通知した日までとする。

2 本基本協定の有効期間の終了にかかわらず、第8条、第9条及び前条の規定の効力は存続するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、乙は、事業契約（及び事業予定者が民間附帯施設事業契約の契約当事者となる場合には同契約）に規定する事業予定者の義務の履行が終了するまでの間、本事業の終了日以降も事業予定者を存続させるものとする。

以 上

以上を証するため、本基本協定書を2通作成し、甲並びに乙がそれぞれ記名押印の上、甲及び乙の代表企業が各1通を保有する。

令和4年●月●日

甲 国立大学法人 東北大学

乙 ●グループ
(代表企業)
●会社
代表者

(構成員)
●会社
代表者

(構成員)
●会社
代表者

(構成員)
●会社
代表者

別紙1 出資者保証書の様式

令和●年●月●日

国立大学法人東北大学

● 殿

出 資 者 保 証 書

国立大学法人東北大学（以下「本学」という。）及び〔 〕（以下「事業者」という。）との間で、令和4年●月●日付で締結された東北大学（片平）情報通信国際共同研究拠点施設整備等事業事業契約（以下「本契約」という。）に関して、落札者である●会社、●会社及び●会社（以下「当社ら」と総称します。）は、本日付をもって、下記の事項を本学に対して誓約し、かつ、表明・保証いたします。なお、特に明示の無い限り、この出資者保証書において用いられる語句は、本契約において定義された意味を有するものとします。

記

- 1 事業者が、●年●月●日に、会社法（平成17年法律第86号）上の株式会社として適法に設立され、本日現在有効に存在すること。
- 2 (1) 本日時点における事業者の発行済株式の総数は●株であること。
(2) 当社らの保有する事業者の株式の総数は●株であり、そのうち●株は●会社が、●株は●会社が、●株は●会社がそれぞれ保有すること。
(3) 当社らでない者が保有する事業者の株式の総数は●株であり、そのうち●株は●会社が、●株は●会社が、●株は●会社がそれぞれ保有すること。
- 3 事業者が、本契約の実施に必要な資金調達を行うことを目的として、当社らが保有する事業者の株式の全部又は一部を、金融機関に対して譲渡し又は同株式に担保権を設定する場合、事前に、その旨を本学に書面で通知し承諾を得ること。この場合、担保権設定契約書の写しを、契約締結後速やかに本学に提出すること。
- 4 前項に規定する場合を除き、当社らは、本契約が終了する時まで事業者の株式を保有するものとし、本学の事前の書面による承諾がある場合を除き、当該株式の譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないこと。但し、株式の譲渡、その他の処分後の議決権の保有割合が、令和4年●月●日付で本学と●グループの間で締結された基本協定書第3条第2項に反する株式の譲渡、その他の処分は行わないこと。当社らが保有する事業者の株式を本学の事前の書面による承諾を得て譲渡する場合、事前に譲受予定者から、本学と当社らとの間で締

結した東北大学（片平）情報通信国際共同研究拠点施設整備等事業基本協定書別紙2の誓約書と同じ様式の誓約書を徴求し本学に提出させること。

以 上

●会社
代表者

●会社
代表者

●会社
代表者

●会社
代表者

別紙2 誓約書の様式

令和●年●月●日

国立大学法人 東北大学

● 殿

誓約書

国立大学法人東北大学（以下「本学」という。）及び〔 〕（以下「事業者」という。）と間で、令和4年●月●日付で締結された東北大学（片平）情報通信国際共同研究拠点施設整備等事業事業契約（以下「本契約」という。）に関して、当社は、下記の事項を本学に対して誓約し、かつ、表明・保証いたします。なお、特に明示の無い限り、この誓約書において用いられる語句は、本契約において定義された意味を有するものとします。

記

- 1 本日現在、当社が保有する事業者の株式の数は、●株であること。
- 2 当社が保有する事業者の株式を譲渡する場合、事前に、譲受予定者からこの誓約書と同じ様式の誓約書を徴求し本学に提出すること。
- 3 当社が保有する事業者の株式の譲渡、担保権の設定、その他の処分を行う場合、事前に書面で本学に通知し、その承諾を得ること。

以上

住 所

商 号

代表者